

高知県犯罪被害者等支援条例骨子(たたき台2)

第1章 総則

第1条 目的

- (1) 犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定める。
- (2) 県、県民、市町村、事業者及び民間支援団体の責務等を明らかにする。
- (3) 犯罪被害者等支援の基本となる事項を定める
- (4) 犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進し、犯罪被害者等が受けた被害の早期回復及び軽減を図る等、犯罪被害者等の権利利益の保護を図る。
- (5) 誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与する。

第2条 定義

- (1) 犯罪等(犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為)
- (2) 犯罪被害者等(犯罪等により被害を受けた被った者及びその家族又は遺族)
- (3) 二次被害(犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の無理解や心ない言動、インターネット等を通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、名誉の毀損、私生活の平穩の侵害及び名誉の侵害、経済的な損失等の被害)
- (4) 民間支援団体(犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(昭和55年法律第36号)第23条に規定する犯罪被害者等早期援助団体その他の犯罪被害者等支援を行うことを主たる目的とする民間の団体)
- (5) 犯罪被害者等のための施策(犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穩な生活を営むことができるよう支援し、及び犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするための施策をいう。)

第3条 基本理念

- (1) 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されることを旨として推進されなければならない。
- (2) 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害又は二次被害の状況及び原因並びに犯罪被害者等が置かれている生活環境その他の状況に応じて適切に対応することを旨として推進されなければならない。
- (3) ~~犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩が害されることのないよう、二次被害の防止に十分配慮しなければならない。~~
- (4) (3) 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、犯罪被害者等が被害を受けた直後から再び平穩な生活を取り戻すために必要な支援が被害発生時から途切れることなく提供されることを旨として行われなければならない。
- (5) (4) 犯罪被害者等支援は、国、県、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係する者による相互の連携及び協力の下で、犯罪被害者等を支えることにより誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の形成を促進することを旨として推進されなければならない。

第4条 県の責務

- (1) 基本理念にのっとり、国や、市町村、県民、事業者及び民間支援団体との適切な役割分担を踏まえて、二次被害を生じさせることのないよう十分配慮するよう努めるとともに、地域の実情に応じた犯罪被害者等支援に関する施策を総合的に策定し、及び計画的に実施する責務を有する。
- (2) 犯罪被害者等支援において市町村が果たす役割を鑑み、市町村が犯罪被害者等支援に関する施策を策定し、及び実施するために必要な情報の提供、助言その他の支援を行うものとする。

第5条 県民の役割

- (1) 基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、二次被害を生じさせることのないよう十分配慮するよう努めるものとする。
- (2) 県及び市町村が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

第6条 事業者の役割

- (1) 基本理念にのっとり、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うにあたっては、二次被害を生じさせる事のないよう十分配慮するよう努めるものとする。
- (2) 県及び市町村が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。
- (3) 犯罪被害者等が受けた被害の回復もしくは軽減を図り、又はその被害に係る法的手続に適切に関与することができるよう、就労に関し必要な配慮を行うよう努めるものとする。

第7条 市町村の役割

- (1) 基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深めるよう努めるものとする。
- (2) 国、県及び民間支援団体等との役割分担を踏まえ、地域の状況に応じた犯罪被害者等の支援に関する施策を策定し、及び実施するとともに、県が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

第8条 民間支援団体の役割

民間支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、犯罪被害者等支援を行うにあたっては、専門的知識及び経験を活用し、迅速かつきめ細かな支援を行うとともに、県及び市町村が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

第9条 連携体制の整備

県は、国、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものと連携し、相互に協力して犯罪被害者等の支援を推進するための体制を整備するものとする。

第2章 基本的な施策

第9 10条 相談窓口の設置、情報の提供等

県は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、専用の相談窓口を設置し、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等の援助に理解のある専門職を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。

第10 11条 経済的負担の軽減

県は、犯罪等及び二次被害に起因する犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るため、経済的な助成に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

第11 12条 日常生活の支援

県は、犯罪被害者等が早期かつ円滑に平穏な日常生活を営むことができるよう必要な施策を講ずるものとする。

第12 13条 心身に受けた影響からの回復

県は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス、福祉サービス及び学校における支援が提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

第13 14条 安全の確保

県は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等に係る個人情報等の適切な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

第14 15条 居住の安定

県は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、県営住宅(高知県営住宅の設置及び管理に関する条例第2条第1号に規定する県営住宅をいう。)への入居において特別の配慮、一次的な利用のための住居の提供等を行うほか、その他の必要な施策を講ずるものとする。

第15 16条 雇用の安定等

県は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るとともに、職場における二次被害を防止するため、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について事業者の理解を深めるため、の必要な施策を講ずるものとする。

第16 17条 県民の理解の増進

県は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性及び犯罪被害者等の支援の必要性等について県民の理解を深めるため、二次被害の防止等に係るを図るため広報及び啓発、教育の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

第 17 18 条 人材の育成

県は、犯罪被害者等支援の充実を図るため、犯罪被害者等からの相談の業務、日常生活の支援その他の犯罪被害者等支援に従事する人材を養成するために必要な施策を講ずるものとする。

第 18 19 条 民間支援団体に対する支援

県は、民間支援団体の活動の促進を図るため、犯罪被害者等の支援に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

第3章 推進の体制等

第 20 条 高知県犯罪被害者等支援推進会議

県は、犯罪被害者等支援施策の推進に関し、必要に応じて重要事項を調査協議させるため、高知県犯罪被害者等支援推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

2 県は、第 21 条に規定する支援に関する指針の進ちよく状況等を推進会議において検証し、必要な措置を講ずるものとする。

3 推進会議は、犯罪被害者等支援に関する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

第 19 21 条 支援に関する指針

県は、犯罪被害者等の支援を総合的かつ計画的に推進するため、犯罪被害者等の支援に関する指針(以下この条において「指針」という。)を定めるものとする。

2 指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 犯罪被害者等の支援に関する基本方針

(2) 犯罪被害者等の支援に関する具体的施策

(3) 前2号に掲げるもののほか、犯罪被害者等の支援を推進するために必要な事項

3 県は、指針を定めるに当たっては、あらかじめ、推進会議の意見を聴くとともに、県民の意見を反映するために必要な措置を講ずるものとする。

4 県は、指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、指針の変更について準用する。

6 県は、指針に基づく施策の実施状況について、適宜、公表する。

第 20 条 高知県犯罪被害者等支援推進会議

一 県は、犯罪被害者等支援施策の推進に関し、必要に応じて重要事項を調査協議させるため、高知県犯罪被害者等支援推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

二 知事は、前条の指針を定めるに当たっては、あらかじめ推進会議の意見を聴くものとする。

三 県は、前条の指針の進ちよく状況等を推進会議において検証し、必要な措置を講ずるものとする。

四 推進会議は、犯罪被害者等支援に関する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

第 21 22 条 財政上の措置

県は、犯罪被害者等の支援を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第 23 条 個人情報等の適切な管理

知事その他の県の執行機関は、犯罪被害者等及び関係者の個人情報その他適切な管理を要する情報の取扱いの方法等を定め、その職員に遵守させるとともに、市町村、民間支援団体等との連携協力のためこれらの情報を提供するときは、その職員、構成員等に当該情報を県の職員に準じて適切に取り扱わせるよう求めるものとする。

第 22 24 条 附則関係

- (1) 施行期日
- (2) 見直し(県は、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じてこの条例を見直す)